

令和7年度 増穂小学校 いじめ防止基本方針

法律及び参酌資料

- ・ いじめ防止対策推進法（国）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）
- ・ 学校いじめ防止基本方針策定Q&A（国立教育政策研究所）
- ・ 千葉県いじめ防止対策推進条例（県）
- ・ 学校いじめ防止基本方針策定の手引き（千葉県教育委員会）
- ・ 大網白里市いじめ防止基本方針

◇本校の「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」及び県の「千葉県いじめ防止推進条例」を遵守するとともに、上記の資料を参酌することとし、本校の実態や教育課程、組織等に合わせた視点や具体策を加えて作成したものである。

I いじめの定義とその防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

◎いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」「千葉県いじめ防止対策推進条例第2条1」に基づく。

いじめとは「本校の児童に対して、一定の人的関係のある者が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

つまり、いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、どの学年、学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である。

2 いじめの判断

◎いじめに当たるか否かの判断は、以下の点を考慮して行う。

- (1) いじめられた児童の立場に立つ（いじめられる理由は存在しない）。
- (2) 一定の人的関係とは学校の内外を問わず、児童が関わっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- (3) 加害、被害という二者関係だけでなく、所属集団の問題（無秩序性や閉塞性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。
- (4) いじめには多様な態様があり、本人が否定する、外見的にはけんかに見える、当該児童が知らない、好意で行った行為が結果的に苦痛を感じさせてしまう、いじめた側といじめられた側が入れ替わる、などの場合を踏まえ、以下のよう身体的ではない場合も含めて具体的に想定しておく。
 - ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等々
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- (6) 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当する。
- (7) 児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

◎いじめは、いつでも、どこでも起こりうるが、その背景となるものに目を向けていかなければ、本当の改善へとは進まない。学校教育全体を改めて見直し、いじめがないことが当たり前の環境となることを目的として基本となる考え方を決定した。

いじめの防止は、その言葉のとおり、児童が安心して学校生活を送れるように、いじめが行われなくすることが目的である。そのためには、いじめをいち早く発見して拡大しないようにしたり、再発防止に努めたりするだけではなく、いじめを生まない土壌づくり、いわゆる未然防止の視点が大切である。教育活動全体をとおして、全ての児童の居場所づくりや絆づくりに努めなければならない。同時に、全ての児童に関わる問題としての意識をもち、いじめは許されない行為であることを十分に理解させ、「いじめをしない、させない、見逃さない」という防止への強い意志を育てていかなければならない。また、防止への対策は、保護者や地域あるいは関係機関との連携のもとに、組織的に推進されなければならない。

4 本校のいじめの実態及び組織の現状

◎いじめの防止は、いじめの態様をはじめ、様々なケースがあると同時に、学校の実情によっても現れ方の傾向が違ってくる。その分析をもとに、学校が重点を設定し、強化、改善していくことが大切である。

(1) 令和6年度の実態

①いじめと認知した数・・・29件

いじめ認知とは、深刻ないじめへと発展したり重大な事案に至ったりした数字ではなく、いじめにつながる可能性がある初期段階、もしくは、前段階のことを表した数値である。

※できるだけ早い段階から、いじめではないかと疑い、適切に対応していくため、「いじめ認知件数が0件」ということは極めてまれなことである。

(2) 実態分析と方向性

①件数は一昨年よりも減少した。早期発見や対応が適切に行われたことにより、重大な事態へと発展したものはなかった。

②月1回、気になる児童の共通理解をする場を設け、ささいなことでもいじめの疑いにつながる行動を見逃さないとする意識が、早期発見につながっていた。

5 いじめ防止基本方針策定の観点

- (1) 未然防止のための環境づくり、早期発見のための手立て、発見後の適切な対応の3つの視点から策定する。
- (2) 本校の実態を踏まえ全児童、全保護者、全教職員に係る問題として策定する。
- (3) いじめ防止対策委員会を組織し、関係機関との連携を含めて組織的に対応するものとして策定する。
- (4) PDCAサイクルの機能をもたせ、点検、評価、改善、公表をしていくものとして策定する。

II いじめ防止のための具体策

◎本校では、いじめを防止するために、次の3つを柱に対策を講じていく。

- | | | | |
|-----|------|------------------|-----------|
| 「ま」 | マインド | いじめをしない、させない心を育み | (未然防止) |
| 「す」 | スピード | ささいな変化に気づいて、速やかに | (早期発見) |
| 「ほ」 | ホープ | 温かくきめ細かく、希望をもたせて | (適切な事後対応) |

1 未然防止のための環境づくり

◎以下の(1)～(7)の具体策は、いじめそのものに対する未然防止策といじめを生まない土壌づくりという2つの視点から設定したものである。目的や時間を共有して行うものもある。また、いじめ加害の背景にあるストレス(イライラ感、無気力感、身体の

不調など) やストレッサー (ストレスをもたらす競争的価値観、学習、教師、友人、家族に関するいやなこと) について発生の緩和をめざす取組でもある。

(1) 一人一人の居場所がある学級経営

☆いじめを生まない環境づくりとして、児童が学級に居場所をもち、他の児童に認められている存在になるように、一人一人の心に目を向けた学級経営に努める。

- ①一人一人の居場所づくり (自己有用感の高まる場作りをあらゆる場面で)
- ②基本的な生活習慣の育成 (生活目標の設定、「生活の約束」の活用)
- ③道徳授業の充実
(人権、善悪の判断、思いやり、生命の尊重、公正公平、情報モラル等)
- ④保健指導、健康教育の充実 (ストレスの解消、心の健康)
- ⑤自治的 (集団的) 活動体験の充実 ※困難に打ち勝つ心の育成
(みんなで決めて、みんなで取り組み、みんなで評価する活動の位置づけ)
- ⑥読書活動の充実 (朝の読書や図書館活用の推進、家読の奨励)

(2) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

☆学校生活の大部分を占める授業の中で、自己有用感を高める工夫をする。また、自信のなさや不安 (消極的・否定的な態度) を解消し、ひやかしからいなどを除去する授業づくりを目指す。

- ①自己有用感を高める授業づくり
(共感的人間関係、自己存在感、自己決定の3要素がある)
- ②楽しくわかる授業づくり
(学力向上策の推進、ストレッサーの緩和、ユニバーサルデザインの視点)
- ③学習規律や学び方を身に付けさせる授業づくり (共通の掲示物の活用)
- ④思考力や表現力、学び合いを大切に授業づくり (授業研究)
- ⑤個別のニーズに応じた指導の充実 (特別支援教育、通級指導、少人数指導)

(3) 人間関係を構築する特別活動

☆学級経営だけでなく、教育活動全体の中で望ましい集団づくりをする。特に、特別活動を重視し、いろいろな集団や活動の中で経験させることにより、人間関係を軸とする社会性を培う。

- ①全校集会の充実 (6年生を送る会)
- ②異学年交流活動の充実 (1年生を迎える会、なかよしタイムの設定、運動会競技)
- ③児童会活動の充実 (あいさつ運動、各委員会活動)
- ④学校行事の充実 (運動会等の体育的行事等)
- ⑤ボランティア活動の充実 (あいさつ運動、落ち葉掃き、読み聞かせ)
- ⑥社会体験、交流体験、感動体験の充実 (外部人材の活用、社会福祉体験)

(4) 特に配慮が必要な児童の特性の理解と適切な支援

☆学校として特に配慮が必要な児童について、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で適切な支援を行う。また、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ①発達障害を含む障害のある児童
(個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用による情報共有、個々のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導・支援)
- ②海外からの帰国児童、外国人等 (言語や文化の差による困難さへの配慮)
- ③性同一性障害やLGBTに係る児童 (教職員の正しい理解の促進、必要な対応)

(5) いじめ防止の理解のための活動

☆「いじめ防止」そのものを対象とした取組として、いじめという行為や要因、影響の理解、いじめられた時の対応、未然防止について、より具体的に知ったり、考えたりさせる。

- ①いじめ標語づくり→暴力や暴言、いじめの排除宣言 (掲示)
- ②いじめの理解と防止 (道徳の授業や掲示物) ※しない、させない、見逃さない
※新型コロナウイルス感染に伴う、悪口や仲間はずれなどのいじめが起きないように指導する。

- ③人権の花の栽培、人権教室、人権紙芝居
- ④いのちを大切にするキャンペーンの実施
- ⑤いじめ相談窓口や電話の周知（相談は適切な行為である）
- ⑥情報モラル教育

※インターネットやSNSなどの正しい使い方を身に付けさせる。

- ・自分の名前や顔などの個人情報を書かない。
- ・友達の名前や顔などの個人情報を書かない。
- ・他人が嫌がるようなことや悪口を書かない。

- ⑦SOSの出し方教育の実施

(6) 保護者や地域への理解

☆いじめ防止について、児童を取り巻く全ての環境からアプローチできるようにするために、保護者や地域、関係機関の方々と連携して進めていく。また、学校外で起きることも想定して協力を依頼する。

- ①年度当初の「いじめ防止のための方針」の周知（学校だより、ホームページ）
- ②道徳授業の公開（学習参観）
- ③家庭連絡の重視（連絡帳、電話、家庭訪問）
- ④学校支援ボランティアの活用（防犯、読み聞かせ）
- ⑤家庭教育学級での研修（いじめ防止対策及びネットいじめ）
- ⑥民生児童委員、学校評議員への周知（各会議での情報交換）

(7) 教職員の研修

☆教職員のいじめへの認識や未然防止から事後対応に至るまでの理解、いじめを引き起こしたり助長したりする要因となる言動や体罰について、定期的に研修を重ねる。

- ①いじめにつながる教師側の言動や体罰に関する研修
- ②特別支援教育の研修（発達障害等の理解）
- ③いじめの理解と防止のための研修（校内研修ツール：国立教育政策研究所の活用）
- ④生徒指導の機能を生かした授業研究（相互授業参観）
- ⑤いじめ防止に関する外部講師による研修（情報モラル、ケース的な研修）

2 早期発見のための手立て

(1) 教育相談体制の充実

☆ささいなことでも軽視しない積極的な認知を心がけ、教員一人の判断ではなく、組織として複数で判断するとともに、心理的な配慮のもと、事実把握をする。また、プライバシーや秘密保持への配慮を必ず遵守する。

- ①情報の共有と記録の積み重ね（組織への報告と生徒指導・いじめ記録簿への記録）
- ②アンケート調査（心のふりかえりカード：月1回）
- ③教育相談週間（いじめアンケートをもとにした教育相談の実施：年3回）
- ④なかよしポスト（教育相談箱）の設置（常置、毎日の点検）
- ⑤学校生活アンケートの実施（県共通）

(2) 教師の力量の向上

☆「1(6) 教職員の研修」とも関連するが、早期発見や対応につながる積極的認知をするためには、教師の観察力を高める必要があり、その感覚が日常的になるようにする。

- ①日常観察力の向上
（休憩時間、放課後、給食、清掃、授業、保健室、生活ノート、日記、雑談）
- ②情報収集力、伝達力の向上（担任以外の教職員との情報交換及び連携）
- ③認知力の向上（事実の記録の積み重ね：5W1H、教師用チェックリストの活用）
- ④教育相談力の向上（児童や保護者等からの情報や相談を誠実に受ける姿勢づくり）

(3) 児童や保護者等への理解と周知

☆早期発見は、教師一人では無理があり、陰湿であればなおさらである。情報収集について、児童、保護者、教職員、地域へ積極的に呼びかけていく。

- ①相談窓口の周知（校長、教頭、養護教諭、教育相談担当2名の計5名、地区のスクー

ルカウンセラー)

○いじめ相談は卑怯ではなく、適切な行為であり、話す勇気をもたせる。

②学校外の相談ダイヤル（法務局等）の周知

ア) 24時間いじめ相談ダイヤル（0579-0-78310）文部科学省

イ) 子どもの人権110番（0120-007-110）県法務局

ウ) 児童相談所（0475-27-1733）東上総

エ) 子どもと親のサポートセンター（0120-415-446）県教委

オ) 東上総教育事務所教育相談室（0475-23-4460）

カ) 山武郡市教育相談センター（0475-54-0367）

③家庭用チェックリストの活用

○家庭での早期発見のためのチェックリストの活用を呼びかける。

3 発見後の適切な対応

(1) 組織的な早期対応

☆教師一人で対応するのではなく、組織として全て相談、判断し、対応する体制づくりをする。ただし、暴力的なことが目の前で起きていれば、止めるのは当たり前である。

①児童の緊急的安全確保（暴力阻止）

○目の前の暴力は止める。その他、いじめられた児童の安全が脅かされる場合は、速やかに避難などの安全を確保する緊急的措置をとる。

②報告・連絡・相談の徹底（管理職への報告）

○一人で安易に判断せずに、ささいなこと、あるいは疑いであっても管理職（いじめ防止担当→管理職）へ報告し、いじめ防止対策委員会で判断する。

③情報の共有と記録（生徒指導・いじめ記録簿）

○いじめ防止対策委員会で情報を共有し、対応を判断し、結果的にいじめの判断をしない場合でも、担当が記録し保存しておく。

④いじめ防止対策委員会の開催

○管理職は、いじめ防止対策委員会の開催の必要性を判断し、指示をする。

(2) 事実確認

☆一方的な解釈による対応は、決めつけや誤解という二次被害を起こしたり拡大させたりするので、正確な事実確認やいじめの判断をする。また、重大事態の判断も必要となるので、慎重に漏れ落ちなく行う。

①被害、加害児童への事情聴取（複数対応）

○誰が対応するのか、どのような場所で、どのような方法をとるのかを考える。

②被害、加害児童以外への事情聴取（複数対応）

○他の児童の情報や保護者の情報が必要な場合は、①と同様に聴取を実施する。

③聴取内容は、5W1H（6W2H）の原則

○Who、Whom：誰が（一人なのか、複数なのか）、誰を

○What：何を（いじめたのか否か）

○When：いつ（複数回なのか、いつからなのか）

○Where：どこで（場所はどこか）

○Why：なぜ（理由は何か、きっかけがあるのか、継続している理由は何か）

○How、How much：どのように（どんな方法なのか）、どれだけなのか

(3) いじめられた児童や保護者への対応

☆いじめられた児童に責任はなく、守り通すことをしっかりと伝え、自尊感情を高められるように、継続的な心理的支援を保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

①事情聴取

○プライバシーに配慮しながら聴取する。

○不明な点や、つじつまが合わない場合は、再聴取する。

②児童を支える体制づくり

- いじめられる理由や責任はないことを伝える。
- 秘密保持、守り通すなどの不安を除去し、必要に応じて、安心して教育を受けられる環境を整える（いじめた児童と離す等）。
- ③保護者への連絡
 - 家庭訪問等で保護者に事実や今後の対応を迅速に伝え、継続的な心的ケアや見守りをお願いする。
- ④スクールカウンセラーの活用
 - 恐怖心など、心理的に不安定が認められる場合に活用する。
- ⑤支援の継続
 - 一旦の解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに、心的ケアなどの支援も保護者と連携しながら継続していく。

(4) いじめた児童や保護者への対応

☆いじめた児童には、自らの行為に責任をもたせるとともに、毅然とした対応をする必要があるが、孤立感や疎外感を与えないような教育的な配慮のもと保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

- ①事情聴取
 - プライバシーに配慮しながら聴取する。
 - 複数であれば、一人ずつ行う。
 - 不明な点があったり、つじつまが合わなかったりする場合は、再聴取する。ただし、「3(2)事実確認」との重複をできるだけ避ける。
- ②再発防止に向けた指導（複数であれば、一人ずつ）
 - 児童が抱える問題やいじめた背景を考えながら、教育的配慮のもと指導する。
 - いじめた責任や重さを知らせるとともに、再発防止に向けた今後の行動の仕方について指導する。場合によっては、指導計画を作成したり、懲戒を与えたりする方法もある。また、被害者に圧力をかけないことを約束させる。
- ③保護者への連絡
 - 家庭訪問等で保護者に事実や今後の対応を迅速に伝え、継続的な心的ケアや見守りをお願いする。
- ④スクールカウンセラーの活用
 - 責任を痛感するあまり、心理的に不安定が認められる場合は、スクールカウンセラーを活用する。
- ⑤支援の継続
 - 一旦の解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに、行動や言動についての支援も保護者と連携しながら継続していく。

(5) いじめの解消

☆いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。
- ②本人及び保護者へ面接で確認すること
 - 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

☆自分の問題として捉えさせるとともに、傍観者や観衆もいじめに加担する行為になることを理解させる。また、所属集団の在り方についても考えさせ、誰かに知らせる勇気をもたせる。

①加担行為の理解

○観衆や傍観者であっても、いじめの加害者、あるいは助長させる側になることを事案と重ねて理解させる。

②学級（集団）全体の話し合い

○学級（集団）の約束として、互いに力を合わせて防止策を考えさせ、再発防止に向けた気持ちを高揚させる。

③加害者、被害者への配慮

○心理的な重圧をかけない日常の接し方になるようにするとともに、様子の変化や心的変化に気が付いた時には知らせるように指導する。

(7) ネット上のいじめへの対応

☆学校単独ではなく、プロバイダや関係機関と連携しながら迅速に削除するとともに、拡大したり繰り返されたりしないような体制づくりを徹底させる。

①速やかな削除

○プロバイダや警察、法務局へ連絡・相談し、直ちにインターネット上から削除する。

②ネットパトロールの依頼

○いじめが継続しないよう、また、同様のいじめが起きないように、市当局へネットパトロール（監視）を依頼する。

③情報モラルの再指導、再周知

○児童及び保護者、地域に向けて、プライバシーに配慮しながら、再発防止に向けた情報モラルについて周知させる。

(8) 教職員の研修（事後に行うものではない）

☆事後対応は、組織の判断をもとに行われるが、各担任に委ねられる部分も多い。よって、適切な事後対応の仕方について、理解度の差による二次被害やいじめの継続や繰り返しが生じないように十分研修を積み重ねる。

①事情聴取の仕方の研修

②いじめられた児童、いじめた児童、いじめが起きた集団への指導の仕方の研修

③プライバシーなど上述した心理的ケアを伴った対応の仕方の研修

④保護者への伝達及び協力依頼、助言に対する研修

(9) 重大事態への対応

☆重大事態の判断は、学校の組織が一応の判断をするが、難しい場合は市教育委員会と相談しながら、調査の主体と併せて判断していく。

※状況に応じてスクールロイヤーの活用を検討する。

①重大事態の判断（いじめ防止推進法第28条）（千葉県いじめ防止対策推進条例第21条）

◎いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

◎いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間とは、30日を目安とするがそれに限らない。また、児童や保護者から申立てがあった場合は、速やかに対応に当たる。

②判断後の対応

○学校が調査の主体となった場合は、前述までの具体策と同様であるが、次の3点について付け加えた配慮を行う。

- ア) 市教育委員会に報告し、調査の主体を決める。
- イ) 主体が市教育委員会になった場合は、指示に従い、的確に実施する。
- ウ) 本校が主体になった場合については、以下の点について配慮する。
 - ・以前の調査と重複しないようにする。
 - ・第三者、専門家の参加については、市教育委員会と相談の上決める。
 - ・聴き取りが不可能な場合は、保護者や市教育委員会と協議する。
 - ・自殺という最悪の結果の場合は、次頁の参酌した内容に準じ、遺族の気持ちに十分配慮して対応する。

- i) 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告し、調査組織をつくる。
- ii) 調査の主体が学校になる場合と市教育委員会になる場合がある。
- iii) 以前の調査と重複しないよう配慮する。
- iv) 調査の組織は、直接あるいは特別の利害関係を有しない者（第三者）を参加させ、公平性・中立性を確保する。
- v) 重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- vi) 因果関係の特定を急がず、事実関係を網羅的に明確にする。
- vii) 本調査は、事実と向き合い、事態への対処、同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- viii) いじめられた児童からの聴き取り調査は、個別の事案が明らかになり、学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- ix) 聴き取りが不可能な場合、迅速に保護者と今後について協議する。
- x) 自殺の場合の背景調査は、亡くなった児童の尊厳を保持し、経過を検証し、再発防止策を講じるとともに、遺族の気持ちに十分配慮する。
 - ・遺族の要望、意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・いじめの疑いがあることを踏まえ、詳しい調査の実施を提案する。
 - ・調査の方法や資料の取り扱い、説明の在り方、公表などについてできる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
 - ・事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）の参加を図る。
 - ・偏りのない資料や情報を入手し、総合的に分析評価する。
 - ・分析評価には、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
 - ・情報発信、報道対応は、断片的な情報で誤解を与えないよう留意する。

Ⅲ 基本方針の評価

1 学校評価の活用と公表

- (1) いじめ防止基本方針や具体的な取組に対する評価項目を加え、改善点を明確にする。
- (2) (1)の結果を、プライバシーに配慮して、保護者との合意を得てから家庭や地域に公表する。

2 いじめ防止対策委員会による評価の活用と公表

- (1) いじめ防止の手立てについて、月1回の評価と改善を行う。
- (2) いじめに関する統計や分析を実施し、基本方針の趣旨や年間計画、具体策、組織について評価と改善を行う。
- (3) (2)の結果を、プライバシーに配慮して、保護者との合意を得てから家庭や地域に公表する。

IV いじめを発見した後の対応

